

日本歯科医学会専門分科会承認基準ならびに日本歯科医学会認定分科会登録基準における原著論文等の定義について

日本歯科医学会専門分科会承認基準には、資格承認基準 2. (6) に“①原著論文等が、原則として年 20 編以上掲載されていること”と規定されている。また、同認定分科会承認基準においては、2. (6) に“①原著論文等が、原則として年 5 編以上掲載されていること”と規定されている。

平成 28 年 3 月 3 日付で専門・認定分科会資格審査委員会（委員長：小谷順一郎）より日本歯科医学会会長宛の「日本歯科医学会専門分科会加入申請学会の資格審査について（答申）」において、原著論文等の定義に関する提言を受けて検討した結果、申請学会雑誌（機関誌）の論文は、以下の 2 つを原著論文等として取扱うこととする。

記

- ① 原著論文：Research Question(RQ)を示した上で、科学論文として適正な研究対象、方法から結果を導き、新しい知見に対して考察を記述している研究論文
- ② 原著論文に準じる論文：総説（レビュー）論文、教育論文、複数症例をまとめ新知見を提示している臨床研究論文等（一例報告、学会抄録、プロシーディングは含めない）

以上

[関連条文]

日本歯科医学会専門分科会承認基準

2. 学会の専門分科会は、次の諸点が十分に整備された専門学会でなければならない。

(6) 雑誌（機関誌）を年 1 回以上、定期的に刊行していること。また、機関誌は次の要件を満たしていること。なお、本項で規定する雑誌（機関誌）の取り扱いは別に定める。

- ① 原著論文等が、原則として年 20 編以上掲載されていること。

第 5 回理事会付議・決定（平成 29 年 1 月 25 日）、平成 29 年 4 月 1 日施行